

2001年3月21日

#### 頂いたご意見

##### 1. 全体について

(1) 何らかの構造化の必要性 例えば、守るべき価値の順序付け(公衆、雇用者、技術者)を検討するとよい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

守るべき順位については、「全てに優先」、「行動する」、「努力する」という言葉の選択で、ある程度配慮したつもりです。公衆の安全と雇用者の権利とでは、前者に優先順位を与えています。技術者(会員)自身は公衆の一員と考えるならその安全は雇用者より優先されますが、自らの利益のために雇用者の権利を侵してはならないことは言うまでもありません。なお、この倫理規定は最終版とは考えておりません。今後改定の努力を重ねることも会員の倫理意識向上のため重要なことと考えております。ご指摘の点は今後の改定の際に活かす方向で参考とさせていただきます。

#### 頂いたご意見

(2) 会員規約と規定の関係はどうなっているのか。規定違反者は除名などの制裁を受けるのか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

学会は倫理規定を提示することにより会員の自覚を促すことまでが責任範囲であり、会員を裁くことは学会の責任を超えると考えます。倫理規定と法律の差はここにあります。倫理規定は会員が倫理上の問題に突き当たったとき正しい道を探す手段の一つです。また、倫理上の問題について考える習慣をつけるよう会員に促す事も目的です。実効をあげるためには倫理規定を材料に会員間で議論が起こることこそが大切だと考えます。つまり倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これの遵守状況を見守る、あるいは推進する仕組みは別に考えなくてはなりません。しかし現在、当学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。しばらくのご猶予をお願い致します

#### 頂いたご意見

(3) 外部との関係はどうなるのか。外部の人間はこの規定に基づき、学会、会員にクレームを出せるか。外部の声を聞き取る仕組みを持っているか。公衆の問いかけに答える義務を考えなくてよいか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

学会は倫理規定を提示することにより会員の自覚を促すところまでが当面の責任範囲です。従って倫理規定そのものについてならば今後も外部の方からのご意見を拝聴し、改訂の際には参考とさせて頂きたいと存じます。

一方、倫理規定を遵守させる仕組みは、規定とは別に考えなくてはならないものです。外部の方々がこの規定に基づいて会員に対するクレームを寄せる窓口を学会に用意すること

も考えられますが、学会は現在、まだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。

#### 頂いたご意見

##### 2. 内部告発について

(1) 告発者を保護する仕組みが必要ではないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

原子炉等規制法において原子力施設の安全確保は義務付けられており、さらにこれに違反する事実があった場合、従業者はその事実を主務大臣に申告することができることになっています。その場合、事業者または使用者はその申告をしたことを理由として従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。すなわち告発者は法的に保護されています。法令には違反しないが、その精神にそって未然に内部告発があった場合などの対応は、今後当学会としても真剣に考えなければならない問題で、倫理規定発効後の活動と考えています。

#### 頂いたご意見

(2) 行動指針7-1, 7-3と5-2は抵触しないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

抵触する状況も考えられます。倫理規定は、それに従えば自動的に倫理的問題を解決できるという性質のものではありません。条文が相反する場合は会員自身でどう行動すべきかの解をみつけないければなりません。なお、5-2の規定は7-1や7-3に優先する規定と捉えるべきです。

#### 頂いたご意見

(3) 何らかの構造化の必要性：守るべき価値の順序付けが必要ではないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

1.(1)に対する見解をご覧下さい、

#### 頂いたご意見

##### 3. 原子力の平和利用

(1) 対置されるのが核兵器では狭すぎるのではないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

確かにそうかも知れませんが、非平和利用すべてを列挙して言い尽くすのは兵器論になって難しいので、ここでは、典型的ならびに象徴的なものとして核兵器を挙げているということに了解して頂きたいと存じます。

#### 頂いたご意見

(2) 純粋科学研究と軍事研究の境目は曖昧ではないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

純粋科学研究の場合、軍事研究と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。その線引きまでは倫理規定に盛り込めませんので、会員自身で行う必要があります。行動指針

1 - 2 は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しない事を要求するものです。なお、わが国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事するとは、「原子力の研究、開発および利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。

#### 頂いたご意見

##### 4 . その他

( 1 ) 行動指針 2 - 5 , 2 - 6 の「慎重に」とか「緊張感をもって」とか、曖昧な表現が多い。この点についての具体的システム作りが肝要なのは(つまり、それに具体的に取り組み、不断にシステムを改善していくことが倫理として盛り込まれるべきでは)。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

ご指摘の点はその通りだと思います。したがって倫理規定は改定を重ねていくべきだと考えます。

#### 頂いたご意見

( 2 ) 行動指針 2 - 7 では、具体的にどのようにして「公衆の安心」を生み出すかがわからない。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

条文に書いてあること以上の具体策は、会員が各自の立場や状況に応じて自ら考えていかなければならないものと考えます。その際、この行動指針文にもある通り、「信頼感」が大きな役割を演じることは確かだと考えます。

#### 頂いたご意見

( 3 ) 会員が雇用者や委託者になることは想定していないのか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

その様な場合は十分考えられます。その場合でも、本規定の基本となっている考え方や精神に沿うにはどうすればよいかを、自ら考え、工夫して欲しいのです。